

# 一般事業主行動計画

社会保険労務士 杉山晃浩事務所  
所長 杉山 晃浩

従業員が仕事と生活の調和を図り雇用環境を整備し働きやすくするため次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日までの2年間

2. 内 容

《 目標1 》 全職員のライフスタイルに合わせた時間単位の有給休暇制度を導入する。

【対策】

令和2年4月 ～ 全職員への制度導入についてヒアリング

令和2年6月 ～ 時間単位有給に関する労使協定作成